

令和元年度 第3回(6月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	令和 元年 6月 7日(金) 午前 9時30分 開始 午前12時00分 終了
3. 出席者	上島和久教育長、瀧永善樹委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席者	なし
5. 事務局	高嶋正広教育次長、草合要平教育改革担当理事、大西哲教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山崎博史教育センター長、宮前浩幸文化生涯学習室長、山口敦司市民スポーツ室長、田中弘二国体推進室長、松本孝寿図書館長、金森國康教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) それでは、皆さん、おはようございます。6月定例会を始めさせていただきます。6月に入りまして、いよいよ梅雨入り間近かなというところでございます。委員の皆さま方には、これまで学校訪問等お世話をお掛けしました。本来ならば、全校終了している予定でしたが、都合により1校だけ残っている状況ですが、ほぼ終えて頂き、ありがとうございました。座って失礼します。議事に入ります前に、本日の会議の公開についてお諮りをいたします。本日の会議の事項中、報告第17号「臨時代理した事件(令和元年度6月補正予算要求)の承認について」、協議及びその他の項の「義務就学者の就学校の変更について」並びにその他の項の「児童生徒の問題行動について」につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。委員の皆様方にはご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。ご異議がないようですので、これらの案件については非公開としての会議を進めてまいります。それでは、報告第17号臨時代理した事件(令和元年度6月補正予算要求)の承認について、事務局から説明をお願いします。

1 報告

第17号 臨時代理した事件(令和元年度6月補正予算要求)の承認について【非公開】

第18号 臨時代理した事件(名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、報告が終わりました。この件につきまして、委員の皆さまからご意見、

ご質問等ございましたら、お出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 名張小学校が 9 名の委員ということで、学校の規模からすると、他校は委員数が 10 名～11 名が多いですが、地域性が関連しているのでしょうか。もう 1 点、PTA 代表の委員がお見えになりますが、他のところは PTA 会長や副会長だと思いますが、これも地域性があっての委員選考なののでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 学校運営協議会委員の人数につきましては、規則によりまして概ね 10 名以内としております。これは校長先生を除いての数になります。ただし、立ち上げに向けては先の名張小学校もそうですが、準備委員会という形で、昨年、学校評議員を中心に準備をされてまいりました。立ち上げ初年度、名張小学校は校長先生以外 8 名という構成ですが、スタートは小規模でスタートして、ゆくゆくは拡げていきたいという校長先生の意向がございます。また、保護者代表の選出についても、これは校長先生の方からの推薦となっています。PTA の顧問や現在の会長等が選出されるケースが多いですが、学校の事情によって変わってまいります。大きな規模の学校になってまいりますと、現在の会長は本年度の PTA 業務に大変多忙なこともございますので、顧問に入ってもらおうという学校もございます。小規模な学校などについては、本年度の会長に入ってもらったり、規模だけではございませんが、そのような様々な事情を校長先生が汲んで頂いて、推薦して頂いています。

(教育長) ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 拝見いたしましたら、ご協力頂いている委員の皆さまに厚く感謝を申し上げます。名簿作成におかれましても、校長先生はじめ皆さん、大変ご努力頂いているものと拝察いたします。特に、名張中学校におかれましては、第 7 条第 1 項に該当する方、校長先生が入っておられますが、その他の委員の方ですね、第 2 項第 1 号から 5 号の方、一番バランスよく委員が構成されていると思いますし、片や 1 号委員と 2 号委員がお一人という非常に偏りのある学校もあって、それについては、まだ、始まったばかりでしょうから、ゆくゆくはバランスの良い委員構成になるように、どこかで申し合わせるということをして頂いた方が良くかと思いました。ただ、今回は初めてのことで、名簿に名前を揃えて頂いたことに、大変、ご努力頂いたと拝察いたしております。出来ましたら、この名簿も備考のところは何号委員が何名いるというのが、分かるように並べて頂くようなことをすれば、より分かりやすいのかなと感じました。

(教育長) 事務局、よろしいか。

(事務局) はい、ご指摘ありがとうございます。名簿の整理については、今後させて頂きたいと思っております。小学校と中学校では、委員の選出については、なかなか事情が違っていて、中学校については、校区も広いので、各地域の代表者に入頂くなどしています。

また、規則で委員数を概ね 10 名以内とさせて頂いており、沢山、ご協力を頂いている組

織や個人の方々から委員を選んで頂かなければならないという事情もございまして、今後学校とも相談しながら、進めさせて頂きたいと思います。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。それでは、この件につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) ありがとうございます。続きまして、報告第19号臨時代理した事件(名張市通学路交通安全推進会議委員の委嘱及び任命)の承認について、事務局から説明をお願いします。

第19号 臨時代理した事件(名張市通学路交通安全推進会議委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さま方からご意見、ご質問がありましたら、お出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 推進会議の委員の方々の方々の任命についてはございませんが、教えてください。会長、副会長というのは、推進会議が開催された時に決定されるのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 設置要綱を資料として添付しておりますが、そこの第5条をご覧頂きますと、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっておりまして、会議で集まって頂いた際に、互選で選出いただくということになります。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) まだ、決まっていないということですね。

(委員) そこをお伺いしたかったのですが。

(事務局) まだ、会議が開催されておらず、決まっておりません。

(教育長) 本年度、最初の会議はまだ開催されていないということですね。はい、どうぞ。

(委員) 参考に昨年の会長はどなただったのでしょうか。1号委員から7号委員までおられますが、どなたが務められていたのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 1号委員の奥田先生です。この方が交代されるということで、今回、また新たに会長の互選を行っていただくこととなります。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 副会長は、どなたでしょうか。

(教育長) 事務局、今のところは資料を持ち合わせていないですか。では、後ほど報告をお願いします。今回、任期満了により、新たに委員の選出という形で報告となっておりますが、4月1日付で異動等があり、その時点で委嘱をされているものと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 4月1日付での委嘱としております。

(委員) 6月のこの時期の委嘱、任命の報告ですが、実質的には再任の方には引き続き業務を行っていただく、解嘱、解任の方には、新たに委員となられた方に引継をされるということは、きちんと行われているのでしょうか。4月からこの時期までに、万が一、推進会議を開催しなければならない状況が発生した場合、会議体として、対応がきちんと行われる体制が取られていることが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 委員の任命については、第4条に定めるとおり2年としており、また再任を妨げないとしており、ここで話し合ってください内容は…

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 説明の途中で申し訳ありません、推進会議については、通学路の危険個所の把握であるとか危険個所対策の協議、連絡調整等を行うこととなっておりますが、万が一、この4月からの間に交通関係の事で事故が発生した際に、この推進会議の開催が求められると思います。通学路に関する重大案件に対応する役割を担っている会議だと思えますし、特に1年生は初めての通学ともなる訳で、危機管理能力等を考えましたら、しかるべき時期にきちんと対応、対処するべきだと思いますが、今後、検討をお願いできますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) ご指摘頂いた点も含めまして、検討をまいります。

(委員) 検討して頂くということですので、任期についてもご検討をお願いしたいと思います。委員選出母体の1つの校長会などは、構成人員も毎年変わりますので、充て職もその都度変わって、連続して委員を選出するのが難しいということもあると思います。例え

ば人事異動等がある 4 号委員までは 1 年任期とするなど考えた方が良いでしょう。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 団体、組織の方々とも相談して決めていきたいと思っています。

(教育長) 今、委員の方から様々なご意見も頂きました。委員の任期については、各委員会等の所掌にも関係する部分もあると思いますので、今後、改めて見直すということによろしいでしょうか。はい、ではこの件の内容につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) ありがとうございます。続きまして、報告第 20 号臨時代理した事件（名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認について、事務局から説明をお願いします。

第 20 号 臨時代理した事件（名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認について
(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さま方からご意見、ご質問がありましたら、お出し下さい。それでは、ご意見等も無いようですので、この件については承認ということによろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい、ありがとうございます。続きまして、報告第 21 号臨時代理した事件（名張市スポーツ推進委員の委嘱）の承認について、事務局から説明をお願いします。

第 21 号 臨時代理した事件（名張市スポーツ推進委員の委嘱）の承認について
(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。委員の皆さま方からご質問、ご質問がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

(委員) 規則第 2 条について教えてください。このスポーツ推進委員の職務についてです、第 2 条の 1 号から 3 号に掲げられている職務について、すべての職務を行うことになるのか、いずれかの職務を行うことになるのか、いかがでしょう。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) すべての職務としております。委員の推薦にあたっては、これらの職務をやっ

て頂ける方を推薦頂くようにしております。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) よく分かりました。名簿の見方について教えてください。年数の欄がありますが、これは何の年数でしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 推進委員の在職年数となります。

(教育長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) それでは、種目の欄が空欄となっている方は何か理由があるのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 地域の体育活動の委員をされている方で、特定の種目に特化した方ではございませんが、地域での体育行事や指導経験を有するという事で、ご推薦を頂いております。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) それでは、そのような記載も可能だと思います、空欄というのは誤解が生じる可能性があるかと思いました。

(教育長) 委員の年数も長い方から1年目の方と様々であって、それぞれの役割はあるのかなと感じます。特に実技の指導や職務を担っていただく中で、負担も大きいのかなと思います。ただ、種目も公にしている以上、きちんとやっていくことも重要かと思います。それでは、ほか何かございますか。では、この件につきましては、追加で委嘱をした方について、承認ということによりよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは続きまして、報告第22号臨時代理した事件(名張市教育センター運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について、事務局から説明をお願いします。

第22号 臨時代理した事件(名張市教育センター運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さま方からご意見、

ご質問がありましたら、お出し下さい。無いようでございますので、この件につきまして承認ということによろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、そのように処理を進めさせていただきます。続きまして、議案の項に入りたいと思います。議案第16号就学等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局より提案をお願いします。

2 議案

第16号 就学等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。委員の皆さま方から何かご意見、ご質問がございましたら、お出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 14ページの読み方を教えてください。経過措置の第2項、桔梗が丘南小学校区内が重複していますが、どのような規定となるのでしょうか。

(事務局) 申し訳ございません。この部分については、後に出てくる桔梗が丘南小学校は東小学校の誤りです、失礼いたしました。

(教育長) ほか、いかがですか。経過措置について、蔵持小学校に在籍している子どもは該当しないという事で良かったですか。はい、事務局。

(事務局) こちらの経過措置については、北中学校に在籍している生徒を対象としています。鴻之台に居住している方については、この経過措置には含まれておりません。理由といたしましては、区域が限られているというのが一番大きな要因です。

(教育長) そういう説明を住民の方にきちんとしており、小学校に在籍している間は通学しても良いとか、その辺りはいかがですか。はい、事務局。

(事務局) 鴻之台1番町の皆さんについては、地域での説明会を重ねた中で、蔵持小学校への想いであるとか兄弟関係につきまして、話を重ねる中で合意形成が図られております。

(教育長) 規則のとおり改正すれば、令和2年から蔵持小学校に在籍している児童は名張小学校の校区となるというのが基本ということですね。もし、蔵持小学校に通学したいとなれば、就学校の変更をしてもらうということですね。はい、事務局。

(事務局) はい、蔵持小学校に通学という事になれば、変更の届出をして頂き、許可を受けて通っていただくということになりまして、この事について説明し、納得もして頂いていま

す。

(教育長) このように経過措置を設けるにあたって、経過措置のある場合と無い場合について、きちんと納得して頂いておくというのも重要だと思います。はい、事務局。

(事務局) 今後の予定といたしまして、蔵持小学校に在籍している児童の保護者に個別ご案内することを予定しております。また、許可期間においても、毎年度となりますと毎年、自由選択という形にもなりかねませんので、在学期間の許可をさせて頂こうと考えております。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 補足でございます、蔵持小学校に通学する鴻之台1番町の児童の経過措置については、これまで事務局内でも随分議論がございました。例規審査でも鴻之台1番町地区についても同様の経過措置を設けるべきではないかという検討もされました。これまでの住民説明会の経緯では、蔵持小学校に令和2年以降も通学を希望する場合は指定学校の変更の申請を出して、許可をさせて頂いて、通学することが可能と説明してまいりました。改めて同様の経過措置を設けてしまうと、手続きは簡略化、不要になるというふうに考えますが、説明してきたこととは逆の方向になり、1年2年前倒しで名張小学校に既に通学している方もおられる中で、鴻之台1番町の方については経過措置を設けない案としております。

(教育長) 委員の皆さま方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 丁寧なご説明をありがとうございました、よく理解できました。鴻之台1番町地区の話はよく分りましたが、桔梗が丘南小学校、東小学校の児童の場合、「従前の例による」と言われた時に、従前というのはどういう扱いか再度、説明をお願いしますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 「従前」と言いますのは、これまでの校区再編の際にも特例措置を設けてきた経緯もありまして、現状、通学している学校にそのまま通うということを表した規定でございます。過去の改正時にも同様の規定を設けてあり、継続性もあり今回、同様の表し方をしております。

(教育長) いかがでしょうか。

(委員) 理解をいたしました。

(教育長) ほか、いかがですか。それでは、一部、文言の修正をいたしまして、本議案について委員の皆さま賛成を頂けますでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、この件については議決ということで処理をさせていただきます。続きまし

て、3番協議の項に入らせて頂きます。(1) 就学援助費の増額についてを事務局から説明をお願いします。

3 協議

(1) 就学援助費の増額について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さま方からご意見、ご質問がありましたら、お出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 10,000円という大きな引き上げとなりますが、どのような背景でしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 新入学学用品費につきましては、平成29年度にも20,000円台から現行の40,000円台への引き上げがなされています。これは入学時に大きな経費が必要となる、ランドセルや通学時の物品等の購入が必要ですので、国としては貧困、格差是正の問題が取り上げられていますので、その解消を図るために引き上げている。また、生活保護の児童生徒につきましては、保護費から就学等に係る経費が措置されておりまして、厚生労働省の基準額が既に引き上げられており、その整合を図るための引き上げられたと考えられます。

(委員) はい、ありがとうございます。635名というのは前年度の該当となった方の人数ですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 人数については、令和元年度の数値で、小学校1年生から中学校3年生までの数となります。新入学学用品費の対象者数につきましては、本日現在で小学校1年生が51名、中学校1年生が86名という状況にあります。ちょっと細かい話となりますが、小学校1年生、中学校1年生の学用品費につきましては、昨年度の2月に前倒し支給をしております、そこで小学校45人、中学生84人に、それぞれ40,600円と47,400円については既に支給を行っておりますので、すでに支給済みの対象者の方については、差額を支給させて頂く予定としております。2月に申請していない方、3月に支給対象となった方については、新たな基準による支給をすることを考えております。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。今のところ137名が対象者ということですね。10,000円基準が上がったことにより、市としては交付税ですべて賄われるのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 財政部局とも協議をしましたが、交付税として措置をされていることで、歳出の不足分については、補正予算で対応する予定しております。

(教育長) はい、ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 要保護児童生徒の人数は何名ですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 現時点で小学校 15 名、中学校が 16 名の合計 31 名となります。年度途中の異動はあると思いますが、昨年度より減少傾向にはある感じです。

(委員) ありがとうございます。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) この件につきましては、協議ということですので、原案のとおり進めて頂きますようお願いいたします。続きまして、(2) 義務就学者の就学校の変更についてを事務局より説明をお願いします。

(2) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

4 その他

1) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

2) 2019 年度「歯と口の健康週間事業」について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さま、ご意見、ご質問ありませんか。はい、どうぞ。

(委員) 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールですが、小学校低学年の部で伊賀市が 6 件、名張市が 62 件と非常に出品数が違いますが、これには何か理由がありますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 伊賀市との差でございますが、各学校へ取組をお願いしているという状況ですので、学校毎の取組に任せているということもありまして、取り組んでくれる学校、取り組みが難しい学校により、出品数の差が出てきているという中で、本年度につきましては、

大型連休がありましたので、学校での図画ポスターに取り組むというのは中々難しいというお声を聞かせて貰ったこともあります。特に高学年は、本年度、名張市も4名でした。昨年度は、もう少したくさんの方に取り組んで頂いていましたが、高学年ともなると作成にも時間がかかるということで、授業時間の確保等が必要でもあり、提出が5月中旬ですので、なかなか取組が難しいという状況は全体にはあります。差については、各学校の歯と健康へのポスターへの取組をしていただくかどうかの判断に任せられているということもあるので、ちょっと差が出てきているということしか言えません。

(委員) ありがとうございます。名張市の取組が良かったと理解しておきます。

(教育長) 今、現場も苦慮しているという説明もありましたが、コンクールでありますので、早い段階から理解頂くという形、あるいは学校が無理だとするならば、別の方法で子ども、保護者等への啓発も含めて、進めてもらう必要もあるのでは。せっかく最優秀となっても4点しか無いのでは、嬉しいことに違いはないですが、果たしてどうだろうということも考えられます。また、中学校も非常に少ない訳ですが、事業をしている意味があるのかどうか、それでしたら違うところに、昨年も中学校は出品数が少なかった訳で、考えていくこともひとつの方策かなと思います。色々な問題の中で、例えばフッ素洗口のこと等もあるわけで、その辺りのことも理解されて、歯磨きの重要性だとか口の健康のことについて別の角度からも検討することも必要だと思いますので、一気にはいきませんが、実態を踏まえた中で学校現場としても無理のないよう、一方で教育委員会の事業でもあるわけですから、しっかりと検討をしていかなければと思います。それから、ポスター展は教育センターで行うわけですけれども、伊賀市でもポスター展はありますか。事務局。

(事務局) ちょっと伊賀市の開催については、確認がとれていませんので、状況を確認しておきます。

(教育長) 当然ながら、名張市の子の作品だけでなく伊賀市の子の作品も教育センターで展示するわけですね。はい、事務局。

(事務局) 教育センターでの展示については、名張市の子ども達だけになります。

(教育長) 委員の皆さま、よろしいでしょうか。それでは続きまして、3) 令和元年度名張市教育委員会学校教育研究推進校の指定についてを事務局より説明をお願いします。

3) 令和元年度名張市教育委員会学校教育研究推進校の指定について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますか。特に本年度は、2校が2日間連続で研究発表が行われるということで、教育委員の皆さまのご参加をよろしくお願ひしたいということでございました。よろしいでしょうか。それでは、続きまして4) 教科用図書の展示について、事務局より説明をお願いします。

4) 教科用図書の展示について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さまから何かご意見、ご質問がございましたら、お出し下さい。最後に定例教育委員会の日程も決定させて頂きませんが、7月17日の伊賀採択地区協議会で伊賀地域の採択教科書が決定する訳ですが、それを受けて、伊賀市・名張市それぞれの教育委員会で最終の採択教科書を決定しなければなりません。それが採択地区協議会の決定と異なってくると、また最初の手続きへ戻してやっていかなければなりません。その為にも教科書も大変、量が多く大変ですが、時間を作って教科書を見て頂いたらありがたいと思います。その事を加味して、8月の定例会をなるべく早い時期にやって頂くことが必要になってきますので、後ほど日程調整をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

(委員) 展示会実施計画について、教えて下さい。既にこの計画で進めて頂いていると思いますが、展示ルート1からルート5までの、地区、学校、ルートのバランスというのは、どのような配慮で決定しているのでしょうか。

(教育長) 事務局。

(事務局) 伊賀と名張については、学校数となります。名張市内については、4つの学校で展示しており、それ以外の学校はその学校に見に行ってください。おおよそ地域性を配慮しながら、学校を決めております。

(教育長) すべての学校に展示教科書が来ませんので、何校かまとめてとなりますが、伊賀市は20校、名張市が14校の小学校ですので、その按分で3ルートと2ルート、そしてそれぞれルートの倍の学校で展示するという形になっています。学校も期間中に展示が出来る空き教室があることや一定駐車場等の要件を備えている学校を教育委員会と学校現場で協議をしながら決めているのが現状です。この件についてよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、続きまして、5) 児童生徒の問題行動についてを事務局より説明をお願いします。

5) 児童生徒の問題行動について【非公開】

6) 第62回名張市美術展覧会について

(事務局説明)

(教育長) 説明が終わりました、この件につきまして皆さま方から、何かご意見、ご質問

ございましたら、お出し下さい。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 説明ありがとうございます。作品の募集要項の中で教えてください。この1部門につき1人1作品ということで、例年作品数を増やすのにどうすれば良いのかということ色々検討されていることと思います。通常、展覧会というと1人1作品と思いますが、ここは1人複数作品の出展ということは考えられないでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 1人2作品というのは、今のところ考えておりません。

(教育長) よろしいでしょうか。作品の出展数の事と作品の質ということもあると思いますが、特に写真などは非常に数も多いですが、少ない出品の部門については、1人1品というのは解らない訳ではありませんが、委員ご発言のとおり、今後検討する事の一つとして考えてみてはどうかと思います。ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 出展数を増やすというのは、以前から課題としてあったと思いますが、市民センターの教室への周知や依頼の計画はありますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 個別のサークルへのご案内は出来ますが、現状はポスターやチラシの掲示、配架で代えております。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 少しでも声を掛けた方が良いのではないかと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 貴重なご意見としてお伺いし、検討させていただきます。

(教育長) 要項まで変えなくても、出来る部分は早急に取り組んでいけばどうかと思います。よろしいでしょうか。はい、それでは続きまして7) 令和元年度なばりカレッジの実施について説明をお願いします。

7) 令和元年度なばりカレッジの実施について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。皆さまの方から何かご質問、ご意見があったらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 今回はフィールドワーク的なものは第 2 回の比奈知ダム施設見学の他は何かありますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) フィールドワークは、第 6 回の「初瀬街道に残る歴史的建造物」と第 7 回の「ホッケーのまち なばり」も講義と少し実技的なもの、フィールドワークに近いものを計画しております。

(教育長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 外に出ていくというのは、大変、良いことだと思いますので、たくさん計画して頂いたらと感じました。ありがとうございました。

(教育長) ほか、いかがですか。例年、結構人気のある講座ですので、今年もたくさん受講頂いて、修了証をお受けいただきたいと思います。昨年は皆出席の方にはなばり学のテキストもお渡ししたかと思いますが、本年度もそのような予定はありますか。事務局。

(事務局) まだ、そこまで考えておりませんが、学校教育室とも部数等調整の上、考えます。

(教育長) よろしく願います。はい、どうぞ。

(委員) 先程、委員さんがおっしゃられたこと、私も同意で大変良いテーマで素晴らしい講座を設けて頂いたなばりカレッジだと思います。案内を見る立場として、少し申しますと、先程、フィールドワークが入って楽しいものが入っているということが、テーマの所に分かるように書いていただくのが 1 点、その他のところに「修了証をお渡します」の下に申込期限が入っていますが、これは申込方法の項目に入るべきではないでしょうか。その辺りもう少し調整頂いても良いのかなと思いました。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。締め切り日は申込方法の欄に書くべきだと思いますので、来年、チラシを作成する際には修正をいたします。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。では、続きまして 8) 令和元年度名張市青少年育成市民会議総会についてを事務局から説明をお願いします。

8) 令和元年度名張市青少年育成市民会議総会について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。もう総会は終わっておりますが、この件につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 決算報告について、これも済んだ事ですので情報としてお聞かせください。収入の部で予算額と決算額がかなり乖離していて、その対応する支出の部分は事業推進費と思いますが、例年このようなことが起きるものなののでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 予算を作成する段階で、市からの青少年健全育成補助金しか歳入が確定しておりません。後の財団からの事業助成金等が確定しておりませんので、予算計上を行っておりません。決算の際には、それらの収入支出を加えておりますので、そういう事情でございます。

(教育長) ほか、いかがですか、よろしいのでしょうか。続きまして、9) 令和2年成人式の実施について、事務局より説明をお願いします。

9) 令和2年成人式の実施について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、皆さま方の方から何かご意見、ご質問がございましたらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 昨年の成人式の様子ですが、74.3%の出席率でa d sホールも満杯、椅子を出してこないと座れない状況でしたけれども、どうにか改善は難しいのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 昨年の成人式では、確かに着席していない成人がおられました。座れない状況が発生する一番大きな要因が友達と一緒に座りたいというのがありますので、一つや二つの空席があっても埋まっていけないという事があります。また、運営上、最初の方は前列の方を空けてありますので、そこへどのようなタイミングで座って頂くかということもあり、昨年、事務局内でも議論をしましたが、そのような部分で改善を図っていきたいということと、今年は同じ出席率でも母数が少なくなりますので、昨年よりは着席しやすいかなと期待しております。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 出席率75%で計算すると513人となりますので、随分、緩和されると思います。それと、もう一つ成人年齢が引き下げられたことに伴い成人式はどのように考えられていますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、成人式をどうするかという事ですが、まだ事務局の段階の検討ですが、現実的には20歳で行ってはどうかと考えております。理由といたしましては、まず1月というのは受験、大学入試の時期と重なりますし、それから参加する子ども達にとっては高校を卒業して2年経過したという時間的な流れというものにも意味があるのではないかと思います。それと18歳としますと令和4年度の成人式ですが、3学年が同時に開催することとなりますので、まず市内で会場がございません。美容や呉服に関しても、実際に業界の方からは3学年まとまった開催ではとても対応できないというお声も頂いております。また、これらを裏付けるようなアンケート調査もありまして、日本財団の18歳意識調査という中で、7割の方が20歳で成人式をして頂きたいという回答をしています。その理由として18歳では受験の時期と重なるためという意見です。それから成人式に出席したいという希望の割合が、これも7割です。理由の一番が同級生に会えるということです。そういう事情もありますので、議論はこれから事務局内部で進めていかないとはいけません、今のところ担当部局としてはこのように考えております。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 会場設定ではご苦勞をされていると思います。安全面等も考慮し、前方を空けている経緯もあると思いますが、これからも空けておかないといけない場所なのではないでしょうか。アトラクションの際に使用する場合や来賓席として使用している関係もあると思いますが、ゼロベースで見直して、前方から詰めて座っていく等の方法を取るなどはいかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 前を空けている一番大きな理由は安全対策でして、円滑に式典運営を行うということに重点を置きますと、悩ましい所ではありますが、現在の方法、体制を考えております。

(教育長) ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、10)平成30年度体育施設等の利用状況について、事務局より説明をお願いします。

10)平成30年度体育施設等の利用状況について)

(事務局説明)

(教育長) 説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。それでは、無いようですので、続きまして11)第12回「なばり本の帯コンクール」の

実施についてを事務局から説明をお願いします。

1 1) 第 12 回「なばり本の帯コンクール」の実施について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして、皆さまの方から何かご意見、ご質問はございますか。はい、どうぞ。

(委員) 審査の部分でお尋ねしますが、審査員はどなたになりますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 審査員につきましては、今まで関西大学名誉教授の方 1 名と文庫関係の方、元図書館長をお願いしておりましたが、今回、元図書館長より審査員を辞退したいという申し出がありまして、現在、審査員の選定をさせて頂いております。図書関係の方、美術関係の方、出来れば作家関係の方がいればと思い、現在、当たらせて貰っています。また、決定すればご報告させて頂きます。

(教育長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 前年の要項には記載はありましたでしょうか。要は、最終的には審査に当たられる方を明記して、公表されるような要項になるのでしょうか。

(教育長) 事務局。

(事務局) 学校の方に応募を掛けるため、校長会での説明の際にお示しをする現段階の確定事項で作成しています。実際の募集要項は夏休み前に作成し、各学校へ依頼をさせて頂きますが、例年、審査員については記載をしておりません。ご意見も頂戴しましたので、検討をさせて頂きます。

(委員) 是非、検討を頂きたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは続きまして、12) 図書館だより (2019 年 6 月号 No. 332) について、説明をお願いします。

1 2) 図書館だより (2019 年 6 月号 No. 332)

(事務局説明)

(教育長) 何かご意見、ご質問ございませんか。それでは、時間がきておりますが、その他で各所属からの諸事項が何かありましたら、お出し下さい。

13) その他(各所属からの諸事項)

(事務局 報告第19号の補足説明)

(事務局) 先程の通学路交通安全推進会議の副会長ですが、3号議員の山下卓志委員が副会長を務めて頂いておりました。

(教育長) はい。ほか、いかがですか。以上でございますが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。それでは、大変遅くなりました、熱心にご審議頂きありがとうございました。これを持ちまして第3回定例教育委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。